

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第51号

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例（平成20年佐賀県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>(1) <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第42条第1項の中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生に関する計画</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再生に関する計画</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>(1) <u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第1項の中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生に関する計画</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再生に関する計画</u></p> <p>(3) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。